

—

への対応を協議するとともに、平成二十五年の通常選挙に向けた制度見直しの工程表を取りまとめました。また、平成二十二年七月の通常選挙後は、正副議長及び各会派の代表により構成される選挙制度の改革に関する検討会及び同検討会の下に選挙制度協議会を設置して、選挙区選出議員の定数較差問題を始め選挙制度の見直しについて検討を重ねてまいりました。

した。恐らく相当厳しい、そういう判決文が出来ないといふことは、言い換えれば、これまでの問題意識の中でもあります。そこで、四増四減案と併せてまして、附則の中に二十八年の通常選挙に向けて抜本的な改革を行なうということをうたわせていただております。そういう問題意識の中でやつてまいりましたので、今回のこの最高裁の判決のことについてはこの趣旨説明の中では特段触れておりません。

ばならない」というふうに思つております。
先日も、十一月九日だつたですか、各会派の皆さん方に集まつていただき、その協議会を再開する中で、その問題点、いろんな課題をおさらいをする中で、これからしっかりとこの協議会の場で抜本改革に向けて取り組んでいきましょうということをスタートさせていただいたわけでございまして、今回のこの改正案で全てが満足しているというふうに私たちは思つておりません。そういう面では、これから次の二十八年の通常選挙にかけてしつかりとした抜本改革を目指すということは大変重要なことであるというふうに思つております。

が出たわけでござります。骨子の一部を申し述べると、参議院議員選挙における投票価値の平生の要請や国政の運営における参議院の役割に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、

一方で、我々参議院の選挙制度のみを先行して固めると、ということは非常に難しい面があつたような感じもいたします。片や衆議院側の選挙制度がいろんな面で議論されていましたから、

単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設ける現行の方式をしかるべき形で改めるなど、選挙制度の土台と日本の見直しを内容にす。

私たちには、当面ああいう形で取りまとめをしながら、問題意識をしつかりと持つて二十八年の通常選挙までに抜本改革を目指すということにいたしました。

行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる上記の不平等状態を解消する必要がある。

○森ゆうこ君 様々述べられたわけですけれども、しかし、やはり最高裁のこういう厳しい判断が出てる前と、出る前の説明と、それからこの判断

これは大変厳しい内容だと、一部でございま
けれども、大変厳しい内容だというふうに思
すけれども、この判断をしつかり受け止めたと

が出た、そのことを厳しく受け止めるということについては、前と後ではやっぱり違うということを参議院としては示さなければ、これはとても私

この法案でそのように説明する、国民に対し告白して表明する。あるいはこの司法の厳しい判断に対して、参議院が院としてしっかりとこれに対応していく。

は司法のこの重い判決、重い判断を参議院として真摯に受け止めたということにはならないのではないかと思ひます。

○委員以外の議員（一川保夫君）先ほども触れて言えるところであります。

つまり 最高裁判決の前に提出し、そして通常国会の最後のところでも申し上げましたけれども、もう日程がない中ではたばたと可決をし、そして衆議院に送つたと。それが迷走審議になつて

判決といふものは、内容的にも大変厳しいもので、含んでいいということを私たちも十分認識いた

と。その後でこのような判決が出されたわけです
から。判決が出来る前に成立した法案であれば今

ております。そういうことの問題意識の中에서
かりと受け止めて、これから制度改正なり抜
改革に向けてしっかりと議院は取り組まなけれ

ような御説明もある程度は説得力があるのかもしませんけれども、やはりこの最高裁の厳しい判断ということをもつときちんと院として受け止め

かと思います。

そういう意味で、残念ながら、民主党、そして自民党、公明党はこの委員会における質問時間љを放棄されました。これは、先ほど申し上げましたように、最高裁の厳しい判断を受けて各会派がどう受け止めているのかということについて意見表明をする場を自ら放棄してしまったということです、私は大変遺憾であるというふうに思います。

あわせて、実は先ほど開催されました参議院議院運営委員会理事会におきまして我が会派の藤原理事の方から、月曜予定ござります本日議事

の中でも、この附則で抜本改革をうたっているということも引用をされております。一定の時間は掛かるだろうとすることも認めていただいております。

元々各党の協議会の中では、この附則の書き方についてもいろいろ議論しました。引き続き検討を続けるみたいな表現の案も出た時期があるんですけれども、これを我々はやはりちゃんと見直して行うと、二十八年までにちゃんと期限を切つてやるんだという形にまとめさせていただいた、そういう思いであります。

たけれども、消費税大増税を強行したわけです。身を切る改革をやると、昨日も野田総理がそういうふうに大見えを切つていましたけれども、掛け声だけで、今回は全く身を切る改革は一つも入つてないわけです、四増四減ですから。全く定数削減の話は入つてないわけですし、附則にもそのことが全く触れられておりません。少なくともこの点についてどうするおつもりなのか、それぞれ会派ごとに提出者としても立場が違うう思いますので、その点についてお答えをいただければと思います。

「 」といふものは二院制の中でどういう役割を果たしていくかと。また、大変今国民の価値観が多様化している中で、一票の較差、裏を返せば地域較差があるわけでござりますんで、こういう重要な政策課題に対して我々参議院がどうこれから取り組んでいくかということからすると、選挙制度の改正に当たってはそういう問題も含めてこれから正に議論をして抜本的な改革を目指すべきであると、私はそのように思つております。

○委員以外の議員(世耕弘成君) お答えいたしました。

現実の力が、明日に及ぶもので、本会議において、この法案、そしてこの後ということになりますが、と思いますけれども衆議院の選挙制度改革関連法案について、本会議での我々は討論を要求をいたしましたけれども、これが認められませんでした。私は、一會派だけでも、本会議においてこの最高裁の厳しい、違憲状態だと、もうもはや何

増何減というようなそういうレベルでは駄目なんだというこの厳しい判決を院として本当に重く受け止めていて、しっかりと取り組むという姿勢を示すためにも、私は討論を認めないということは本当におかしいというふうに思います。そういう意味では本当に大変残念なんですけれども、少しでもこの、もう少ししか時間がございませんけれども、この厳しい判決を受けて、もう少し踏み込んだ発議者としての私は答弁があつてしかるべきではないかなというふうに思います。

そういう意味で、少しこの附則についてお聞きをしたいと思うんですけれども、二十八年の選挙法をしたくて抜本的な改革を講じると。ただ、どういう方向性なのか。この最高裁の判決でも示されたような方向性についてそれにこたえるようなものになつておませんので、この附則の中身をもう少し、立法者の意思というものをここで明確に書いていただきたいというふうに思いますので、御答弁、ござい。

○委員以外の議員(世耕弘成君) この附則は私は非常に重要な条項だと思っています。今回の判決

たけれども、消費税大増税を強行したわけです。身を切る改革をやると、昨日も野田総理がそういうふうに大見えを切つていましたけれども、掛け声だけで、今回は全く身を切る改革は一つも入っていないわけです、四増四減ですから。全く定数削減の話は入っていないわけですし、附則にもそのことが全く触れられておりません。少なくともこの点についてどうするおつもりなのか、それぞれ会派ごとに提出者としても立場が違うだけだと思いますので、その点についてお答えをいただければと思います。

○委員以外の議員(一川保夫君) 今ほどの御指摘でござりますけれども、私たちというか私自身は、民主党の会派の幹事長としてこの協議会に参加をさせていただき、そして議長の方から座長役を務めろというふうに指名されたわけです。

この協議会でいろんな意見交換を重ねてある中で、各会派の皆さん方の総意としては、会期中、前国会の会期中にしっかりと成案を得ようということは合意しておりました。そういう中で、だんだん時期が迫つてくるという中で、一つの会派の意見にこだわって意見を述べるということは、ある程度限界があるというふうに私は思いました。そういう中で、できるだけ抜本改革ということをしつかりと、そういう、附則に最終的にはうたわせてもらっていますけれども、そういうことに余り影響を及ぼさない形での取りあえず較差是正ということで四増四減案を出させていただきました。

そういう中でございますので、これから我々に課せられた課題は非常に多いと思いますけれども、そこはしつかりと、いろんな会派との話合いの中でしつかりとした結論を出していきたいなどいうふうに思つております。

今日、この参議院選挙、選挙制度というのは参議院の在り方と絡んできて大変難しい課題があるというふうに思いますし、そういう面では、單なる定数問題とかあるいは一票の較差というところだけで議論をするんじゃなくて、やはり、参議院

「 いうものは二院制の中でどういう役割を果たしていくかと。また、大変今国民の価値観が多様化している中で、一票の較差、裏を返せば地域較差があるわけでござりますんで、こういう重要な政策課題に対して我々参議院がどうこれから取り組んでいくかということからすると、選挙制度の改正に当たってはそういう問題も含めてこれから実際に議論をして抜本的な改革を目指すべきであると、私はそのように思つております。」

○委員以外の議員(世耕弘成君) お答えいたしました。

自民党は、この各党協議に臨むに当たりまして、議員総会も開きまして、どういう考え方かという最終取りまとめをした上で臨ませていただけております。そのときは、二段階方式でやっていこうと。

まず短期的見直しをやる。短期的見直しでは、八増十二減で選挙区の定数を四減らして、そして比例区の方も二減らして、定数を六減らすという案がありました。

そしてもう一つ、長期的な見直し、これがまさしく今回附則に盛り込まれた抜本的な見直しということに当たるのかなどというふうに思つていますが、平成一十八年度以降の選挙に向けて、我々は憲法上の問題にも踏み込んで検討する。いわゆる最高裁が憲法に基づいて一人一票が平等でなければいけないというお考えに立つてるのであれば、一方で、我々はやはり都道府県という単位もあるんじゃないとか。単に頭割りで票を配分するんではなくて、やはり都道府県代表という性格、地域代表という性格も参議院は持つてもいいんでないか。それは最終結論ではありませんが、そうなると憲法上の議論もしつかりやらなければいけない。そういう問題に踏み込んで抜本改革を進めていきたいというのが我が党の考え方であります。

○森ゆうこ君 憲法はもちろん改正できるわけですが、それとも、しかし憲法を改正することは極めて現実的に難しいという中で、具体的にこの判断を進めたいといったのが我が党の考え方であります。

踏まえた改正を我々も努力してやっていかなければならぬと思いますが、先ほどの提案者一川先生の御答弁ですが、どうも昨日の野田総理の、身を切る改革をやりましょう、必ずりますよ、どうですか、それを約束してくれたら解散しましょうという、あの威勢のいい大見えを切った野田総理のお話とちょっと立場が違うんじゃないかなと。

議員定数を削減することが、実際には○増五減と
いう案が回つてくるようですが、それとも、衆議院の方は、何かさもそれをやつたかのような、あるいはやるかのような、そういうことを大きな声でおっしゃつたけれども、それは単なるパフォーマンスにすぎないのではないかというふうに、先ほどの御答弁を聞きますとそのように感じますけれど、そうじやないんですか。端的にお答えください。

(○委員) 以外の議員「一川伊夫君、 分はとも角れておられますが、

おりますように、私たちは定数削減問題を諦めておられましたと、

しまつたということでは決してございません。

例えは、衆議院と参議院、それぞれ国会議員を選ぶという制度ですか、一方で参議院だけが先に定めて最終的に判断すればいいところもあるといふうに私も思いますし、また、一方では参議院の今の現行の定数そのものが相当窮屈な状態にあることは、もう国会の運営を見ても大体分かることはありますし、一方では、最近のいろんな自然災害の発生等の現象を見ましても、人口が少ない大きな面積を有する県の課題というのはいろいろあると思います。どうかと思います。

そういうようなことも踏まえて、私たちは、この参議院の選挙制度というものは、もつとしつかりとした、いろんな各方面から議論をした上で定数問題を最終的に結論を出した方がよろしいんではないかなということで、定数削減を諦めたといふ

○森ゆうこ君 そうはおつしややはり昨日の野田総理の、あかもすぐさま定数を削減するようなあの発言からは程程長いと思います。

消費税大増税を、我々が反対民党、公明党、三党談合であります。で、身を切る改革を得るのは難しい部分もござります。また、今までの協議のやり方については難しい部分もござります。長がそのまま座長を続けられ、ちょっとと分かりませんけれども、方についても今後改善していく私の質問を終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士君です。まず、法案に入る前に今日申し上げたいんですけど、どういう形で来るのか来ないに委員会が設定をされました。では、こういう異例の時間になります。あしたの朝の本会議になります。いう話でありましたけれども、は本会議は二本立てになつて、一回行われると。それは、衆議院、参議院で一気に法案う前代未聞のことが行われるになつております。

私は、とにかく三党で決めやり方、もう三党談合といふと思います。こういう形で国投票価値の平等という憲法上委員会も行われることについ

○森ゆうこ君 そうはおっしゃいますけれども、やはり昨日の野田総理の、あの勢いのある、あたかもすぐさま定数を削減するかのように錯覚させられるようなあの発言からは程遠いと言わざるを得ないと思います。

消費税大増税を、我々が反対する中、民主党、自民党、公明党、三党談合で推し進めたのは皆さんですよ。で、身を切る改革をやらなきゃいけないと言っているのは皆さんですよ。何でそういう答弁なのかが私には分かりませんし、到底国民の理解は得られないと思います。

また、今までの協議のやり方ではなかなか合意を得るのは難しい部分もございますので、一川座長がそのまま座長を続けられるのかどうかはちょっとと分かりませんけれども、この協議の在り方にについても今後改善していくことを提案して、私の質問を終わります。

ないということで反対をし、次期選挙から抜本改正の下でやるべきだということも主張をいたしました。その後、今もありましたけれども、平成二十二年の参議院選挙について、違憲状態という踏み込んだ最高裁の判決がありました。あの平成十九年選挙に対する判決は、なお大きな不平等が存する状態ということにとどまつたわけですから大変重大な、踏み込んだ判断だったわけですからね。私は、この判決は、この間の選挙制度の協議会や国会での議論をよく読んだ上で、かみ合せた議論を憲法の角度から判断をしているというの是非常に重大だと思うんですね。

そこで、幾つか述べられている点について提案者の見解をお聞きしたいわけですが、一つは、参議院には独自性がある、いろんな特殊性があるのを一定の較差は許容されているという議論が幾つかございました。これに対して、この判決、多数意見は、二院制を憲法が採用しているについて、それぞれの議院に特色のある機能を發揮させるということはあるんだということを述べた上で、しかし今、衆参の選挙制度が比較的同質的になつてゐる、それから、衆議院では選挙区間の人口較差を二倍未満にするということになつていて、さらには、急速に変化する社会情勢の下で、議員の長い任期を背景に国政の運営における参議院の役割はこれまでに増して大きくなつているということを挙げて、憲法上の要請、そしてこうした参議院の役割に照らした場合に、衆議院と比べて、つまり二倍以内でやっている衆議院と比べて参議院の投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見出し難いと、こう言つております。

まず、この点についての提案者の見解をお聞きしたいと思います。

○委員以外の議員（一川保夫君）　先生今御指摘のように、昭和五十八年の最高裁の判決というのがございました。このときは、参議院の選挙制度についてもある程度そういう裁量の幅があるというような趣旨の中で、都道府県別の代表のその意義というものについてもある程度触れられていました。

うな気がいたします。

今回の判決は、確かに先生おっしゃったように相当厳しいものがあるというふうに我々も認識をいたしております。ですから、この辺りをこれから選挙制度にどういうふうに反映していくかというのは重要な課題であろうというふうに我々も問題意識は持っております。

ただ、その一方で、憲法四十三条の全国民を代表する選挙された議員によって云々というような表現がありますけれども、我々のこの一票の較差という議論は、先ほどちょっと触れましたように、裏では非常に地域間の較差が助長しているのが今日の状況です。

こういう中にあって、本当に人口の単純比例的な考え方のみでこの選挙制度を考えていけばいいのかどうかというところは、やはり立法府としてもっと議論してもよろしいんじゃないかな?というふうに我々は思つておりますし、これから抜本改革の中ではそういうことも含めて議論をしながら最終的な改革案を取りまとめた方がいいんではないかなと。それはもちろん、今の一票の較差の問題というのは一番重要な課題であることは間違いありませんけれども、参議院の在り方、そういうことも含めてしっかりと議論をする必要があるんじゃないかな?というふうに私は思つております。

○井上哲士君 私は、衆議院は二倍以内でやつているのに参議院はそれ以上が許容されるという議論は、それがよいという理由は見出し難いと最高裁判決が言つてることについての答弁を求めたんですが、まあよろしいです。

今のお答えもありますし、先ほどの世耕提案者のもあつたんですが、少なくともこの判決は、投票価値の平等を唯一の基準にするべきだなんてちつとも言つていません。

よく読んでいただきたいんですけど、例えばこの多数意見は、憲法は、投票価値の平等を要求していると解されると。しかしながら、その裁量については国会に委ねるとした上で、投票価値の平等

は、選挙制度の仕組みを決定する唯一絶対の基準となるものではなく、国会が正當に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであると、これで認めているんです。そして、参議院が当初の段階からこの都道府県を選挙区単位にしてきたことについては、これは、制定当時においてこれは合理的なものであったということは言っているんですけど、しかしながら、そういふことを認めた上で最高裁は放置することは、もはや憲法上は許されないと。ですから、そういふことを認めた上で最高裁は言つております。しかも、その上で、今やもう都道府県単位の選挙制度に固執していたらこの著しい不平等状態を解消できないと、だからここに踏み込むべきだということを順序立てて改めてこの判決は言つているわけです。そのことについてはどうお考えでしょうか。

○委員以外の議員(世耕弘成君) 私も判決はかなりつぶさに読ませていただいております。そういう意味では、一定の国会の裁量権は認められているというふうに思います。

ただ一方で、これは少し個人的な考え方、感想になりますが、判決の中で都道府県を単位としているやり方がもう改めるべきだとまで書かれていましたが、必ずしもそうではないと思いますね。較差を是正するという意味においても、これは本当に頭の体操ですけれども、例えば比例をなくしてしまってその人数を選挙区に配分したら、もつと較差を抑えることはできるわけですね。ですから、ここまで都道府県をいきなり否定をするということころまでは私はいきなり行くべきではないんですねかと思つています。

もう一つは、我々はやっぱり反省すべきは、今まで井上議員がおつしやったように数合わせで調整をずっとやってきました。最高裁は判決という形で意思を表明されたわけですから、我々も是非、立法とという形で意思をきつちり表明すべきだと思ひます。参議院とというのはこういう院なん

だ、こういう特徴を持っているんだ、そしてそれを実現するために選挙制度はこういうふうにしているんだと。そんな中で、例えば地域代表とか職能代表というのを明確に法律の中でうたつていて、そのも一つの立法府としての姿勢ではないかと思つていまして、我が党は平成二十八年度の抜本改革に向けてそういう考え方も表明をしていきたいというふうに思つております。

○井上哲士君　この判決の中では、全国選出議員で認識をした上で、先ほど言つたようなことが書かれているわけがありますが、やはり憲法上の価値といふのは投票価値の平等だということが大前提なんですね。その上で、もはや裁量権を越えていると、こういう判断をしていることを私は重く受け止めなくてはならないということを強調しておきたいと思います。

その上で、我々議論をしてきた西岡前議長の試案といふのは、つまり総定数、全国比例定数は維持をして、現行の都道府県別選挙をブロックごとに決の考えにかなつた一つの案だと私たちは思つております。結局、協議会での議論では民主・自民両党とも都道府県単位の選挙制度というものに固執をされましたので、最初からそういうことでしたから、ずっと平行線になつたということになりました。

私は、改めてこの案、こういう考え方についても、西岡試案で示された、これについても今後しっかりと改めて議論をすべきだと考えておりますが、その点はいかがでしょうか。

○委員以外の議員（一川保夫君）　西岡案というものについては、我々もこの協議会の場でいろいろと話題になつておつたのは事実でござりますし、私たちがこれからの中身改革を目指すという中では、特定の案にこだわつているというような表現はしておりません。

そういう面では、この西岡案も一つの案としてこれから検討対象の中に入れて議論をするといふ

うことは一向に差し支えないというふうに思つておりますし、予見を持たないで幅広くいろんな考え方をお互いに交換しながらより良いものを探していくことにならうということにならうというふうに思つります。

○井上哲士君 先ほども少し附則のことが議論になつておりましたけど、参議院議長が国会運営のこととで各会派と個別会談をされた際に、この最高裁判決を受けて、今回の法案、成立をした上で通常国会においてこの附則により踏み込んだ抜本改正の方向を書き加えるというようなことも考えられるのではないかと、必要ではないかと、こういう認識を示されましたけれども、これについて、それぞれ提案者から御見解を伺いたいと思います。

○委員以外の議員(一川保夫君) 私自身は平田議長から直接今のようなお話を聞いておりませんけれども、ただ、十月十七日の最高裁の判決は大変重要であり、重いものがあるということについては意見交換をさせていただきました。

ですから、今議長の下にあるその検討会並びに選挙制度協議会の下で引き続きしっかりと議論をしてほしいと。ですから、私たちもそういう判決の趣旨をしっかりととらまえて、そういう面では議長のいろんな御期待に沿えるような、そういう真摯な議論をしっかりと重ねていくと。そういう中で、二十八年の通常選挙に間に合うように、しっかりととした抜本改革をつくり上げるということが大きな課題ではないかということふうに思つております。

○委員以外の議員(世耕弘成君) やはり附則にある一定の方向性を盛り込めなかつたということは、これは井上議員も参加をされていましたから、あの各党協議会がそこまで議論が收れんをしていなかつたということだということふうに思つます。

ただ、我々としては思いを込みて、附則で二年選挙までに結論を得るということを明確にいたしました。もうこれがきつちり踏み込んだとい

○井上哲士君 我々は、この改正案では違憲判決も出かねないという警告をしてまいりました。今回の判決はもうぎりぎり寸止めで違憲状態といううか、ということに對して私は本当に真摯に正面から受け止めた抜本改正をするべきだと、そのことを改めて強く申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○委員長(畠木利治君) 他に御發言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○森ゆうこ君 国民の生活が第一の森ゆうこです。

会派を代表して、公職選挙法の一部を改正する法案に対し、反対の討論をいたします。

反対の第一の理由は、さきの通常国会でも我が会派の中村委員が討論の中で述べたように、本法案が抜本改革から程遠い内容だからです。

消費大増税法案の成立を民主党、自民党、公明党、三党談合で強行しておきながら、身を切る改革は全く行われておりません。議員定数の削減も行わず、一票の較差も四・七五倍にとどまる内容となっています。

しかも、参議院で本法案が可決した後、十月七日には最高裁大法廷判決が出されました。選挙無効の請求は退けたものの、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じている、違憲状態とする厳しい判決が出たにもかかわらず、それを省みることもなく漫然とこの法案を採決することは、とても参議院として司法の判断を重く受け止めるとは言えないのであります。

うか。少なくとも、質疑や討論によって、違憲状態という司法の判断を院としてどのように受け止めているのか、明らかにする必要があります。

しかし、先ほど開催された参議院議運理事会において、明日予定されている本会議で我が会派は反対討論を要求しましたが、却下されました。民主党、自民党、公明党、三党で合意すれば何でもできる、そして言論の府において討論さえ認めない、これは私は大変恐ろしいことだというふうに改めて警鐘を鳴らしたいというふうに思います。そもそも、民主主義の根幹である選挙制度改革法案は、各党各会派の合意の下、慎重に審議されるべきところ、ろくに質問通告もできない中で強行するということが許されていいわけがありません。

以上、反対の理由の一端を申し上げましたが、消費税増税法案を民主党、自民党、公明党の三党談合で推し進め、さらには選挙制度改革法案の審議も同様に強行することに改めて抗議をして、私の反対討論をいたします。

○委員長(轟木利治君) 他に御意見もないようですが、今述べましたとおり、衆議院の小選挙区をめぐる現状に鑑み、平成二十二年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区の改定案、以下、今次の改定案と申しますが、その作成に当たり、各小選挙区間ににおける人口較差を緊急に是正するため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正について定めるものであります。

第二に、公職選挙法の一部改正についてであります。まず、衆議院議員の定数を現行の四百八十人から四百七十五人とし、そのうち小選挙区選出議員の定数を現行の三百人から二百九十五人に改めることとしたております。また、衆議院の小選挙区の区割りは別に法律で定めることとしたております。

第三に、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正についてであります。各都道府県の区域内の衆議院小選挙区の数について、一人別枠方式を廃止することとしたております。

第四に、今次の改定案の作成基準及び勧告期限の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区の数は本法の附則別表で定めた数いたしております。具体的には、議員一人当たりの人口の少ない、言い換えれば一票の価値の高い、高知、徳島、福井、佐賀、山梨の上位五県について、それぞれ減いたしております。

第五に、施行期日等についてであります。この法律は公布の日から施行することとしたております。ただし、公職選挙法の一部改正は、具体的な小選挙区を定める、いわゆる区割り法の施行の日から施行することとしております。

第六に、その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が本法律案の趣旨及び主な内容であります。

○委員長(轟木利治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(轟木利治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、中西健治君が委員を辞任され、その補欠

として水野賢一君が選任されました。

○委員長(轟木利治君) 政府参考人の出席要求に關する件についてお諮りいたします。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正しよとするものであります。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(轟木利治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(轟木利治君) 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間ににおける人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正することとし、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

○委員長(轟木利治君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(轟木利治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(轟木利治君) 衆議院議員細田博之君が、今述べましたとおり、衆議院の小選挙区をめぐる現状に鑑み、平成二十二年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区の改定案、以下、今次の改定案と申しますが、その作成に当たり、各小選挙区間ににおける人口較差を緊急に是正するため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正について定めるものであります。

第二に、公職選挙法の一部改正についてであります。まず、衆議院議員の定数を現行の四百八十人から四百七十五人とし、そのうち小選挙区選出議員の定数を現行の三百人から二百九十五人に改めることとしたております。また、衆議院の小選挙区の区割りは別に法律で定めることとしたております。

第三に、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正についてであります。各都道府県の区域内の衆議院小選挙区の数について、一人別枠方式を廃止することとしたております。

第四に、今次の改定案の作成基準及び勧告期限の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区の数は本法の附則別表で定めた数いたしております。具体的には、議員一人当たりの人口の少ない、言い換えれば一票の価値の高い、高知、徳島、福井、佐賀、山梨の上位五県について、それぞれ減いたしております。

第五に、施行期日等についてであります。この法律は公布の日から施行することとしたております。ただし、公職選挙法の一部改正は、具体的な小選挙区を定める、いわゆる区割り法の施行の日から施行することとしております。

第六に、その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が本法律案の趣旨及び主な内容であります。

○委員長(轟木利治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(轟木利治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、中西健治君が委員を辞任され、その補欠

作成に当たり、各選挙区間ににおける人口較差を緊急に是正し、違憲状態を早期に解消するため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正しようとするものであります。

次に、本法律案の主な内容につきまして、その概要を御説明申上します。

第一に、この法律の趣旨についてであります。が、今述べましたとおり、衆議院の小選挙区をめぐる現状に鑑み、平成二十二年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区の改定案、以下、今次の改定案と言いますが、その作成に当たり、各小選挙区間ににおける人口較差を緊急に是正するため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正について定めるものであります。

第二に、公職選挙法の一部改正についてであります。まず、衆議院議員の定数を現行の四百八十人から四百七十五人とし、そのうち小選挙区選出議員の定数を現行の三百人から二百九十五人に改めることとしたております。また、衆議院の小選挙区の区割りは別に法律で定めることとしたております。

第三に、衆議院議員細田博之君が、今述べましたとおり、衆議院の小選挙区をめぐる現状に鑑み、平成二十二年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区の改定案、以下、今次の改定案と申しますが、その作成に当たり、各小選挙区間ににおける人口較差を緊急に是正するため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正について定めるものであります。

第二に、公職選挙法の一部改正についてであります。まず、衆議院議員の定数を現行の四百八十人から四百七十五人とし、そのうち小選挙区選出議員の定数を現行の三百人から二百九十五人に改めることとしたております。また、衆議院の小選挙区の区割りは別に法律で定めることとしたております。

かつ、当該人口の二倍未満であること、すなわち、選挙区間較差二倍未満ということを法律上明記いたします。

二つ目の基準として、小選挙区の改定案の作成

は、人口の最も少ない都道府県の区域内の選挙区及び較差二倍未満の基準に適合しない選挙区を

較差二倍未満とするために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区についてのみ行うこと等としております。

ちょっと補足して申しますと、本法案は、緊急に述べた較差二倍未満の基準に適合しない選挙区及び較差二倍未満の基準に適合しない選挙区を

較差二倍未満とするために必要な改定は隣接選挙区には行わない、あるいは必要な改定は隣接選挙区に限るなど、必要最小限の改定にとどめるという考え方方に立っております。

次に、区画審の行う今次の改定案に係る勧告は、この法律の施行の日から六月以内においてで

きるだけ速やかに行うこととしたております。

最後に、政府は、今次の改定案に係る勧告があつたときは、当該勧告に基づき、速やかに法制上の措置を講ずることとしたております。

第五に、施行期日等についてであります。この法律は公布の日から施行することとしたております。ただし、公職選挙法の一部改正是、具体的な小選挙区を定める、いわゆる区割り法の施行の日から施行することとしております。

第六に、その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が本法律案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申上げます。

○委員長(轟木利治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(轟木利治君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○森ゆうこ君 先ほどの参議院四増四減法案に引

き続いて質問をさせていただきたいと思います。

まず、この委員会の進め方について改めて申し上げますが、先ほどまで、どの法案をこの場で審議することになるのかということすら決定しておりませんでした。また、衆議院の本会議が終わってすぐさま開会されたことから、先ほどの理事会では、お話をありました政府参考人のリストさえでき上がりがない中で理事会が開催されるという大変異常な状態であつたということをございます。もう、大先輩ですから、私が偉そうに言うことはないんですけれども、これは、選挙制度というのは民主主義の根幹であります。その法案がこのような異常な状況の中で審議し採決されなければならぬということについて、まず法案提出者としていかにお考えか、その御意見をお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(細田博之君) 最高裁判所の判決、違憲判決が出たのは昨年の春でございます。その後、私どもは、これは至急に較差是正を図つて最高裁判決に沿う制度にしなければならないということを検討を始めまして、既にもう昨年春には案を作りまして、それを各党に提案をいたしました。そして、でき得れば、できるだけ早くこの違憲状態解消のための較差是正の法案を通し、しかもこの法案は二段階制度になつておりますので、○増五減というのは、まずどこをどうするという基本がある。そうすると、画定審議会で区割りを検討することになつており、一定期間掛かるわけです。県の意向とかをいろいろ聞いて、有識者が考えまして、そしてそれを具体的に実行するときには、例えば高知を二区にするなら、一区がどの市町村の範囲、二区がどの市町村の範囲ということをまた、法別表で、法律として出すわけがります。それで、その二段目の法律が通つて初めて有効になるわけですから、時間が掛かることは最初から分かつておりまして、まずは○増五減でどうだろかという提案をしたわけです。もちろん、例えば民主党さんの中では二十一増二十一減

という案も検討されたとか、五増九減とか六増六減とか、石井先生もおられますけれども、いろんな案が出て議論されました。

しかし、なかなか結論が出なくて、かつ、○増五減でいいと言つた後も、各党で協議をしたときに比例定数も併せて同時にやらなきゃいけない

という、そういう議論になりましてどんどん時間が経過してしまつたわけでございます。で、立法のこの提案者としては大変残念な経緯がございますが、いよいよ解散だということになつて、さすがに総理大臣も、あるいは我々衆議院議員も、これでは国会が裁判所に対して違憲状態も解消しなかつたのかということになつて、これではよろしくないということで、まさにこの一両日でばたばたとその審議が進んで、法案の審議が進んだということは私としても甚だ遺憾でございます。森議員と同じような感じは持つております。

そこで、森議員とともに、このまま解散を迎えて、違憲であると、状態は解消しないというようなことは国会の醜態をさらすことになるので、そうではなく、ここまで検討をして、国会の意思としてこの較差是正を図つたと、これを示すことは意義はあるものだと考えております。

以上です。
○森ゆうこ君 ただ、この最高裁の大法廷判決が出されたのは、今ほどもお話をございましたように、昨年、平成二十三年の三月二十三日であります。参議院の問題についても、実は十月十七日に違憲状態という判決が出されたところでございまして、これを我々は本当に重く受け止めなければならぬと、至急、その是正をしなければならない、改革をしなければならないということです。が、しかしこれ、一年半たつているわけですね。一年半たつっているのに、もうぎりぎりになつてようやく、確かに○増五減ということで体裁は整つたわけござりますけれども、しかし、新しい区割りで選挙をするわけではありません。

結局、新しい区割りで選挙されないことによつて選挙の結果が、選挙無効である、違憲である、ふうに裁判が起こされた場合に軒並みそういう状

憲法に違反している、選挙が無効であるというふうに判断される可能性が非常に高いというふうに指摘されておりますけれども、これについてなどのような見解をお持ちでしようか。

○衆議院議員(細田博之君) おっしゃるような事態を回避するために早期に対応すべきであるといふことで提案をしてきたわけでございますが、今日までになつてしまつたと。そうなりますと、も

う近く解散・総選挙ということになると、事实上、最高裁の要請にはこたえていないということですから、もし訴訟が起これば、やはり違憲状態であると、そこまでは判決が出る可能性が非常に大きいと思います。

我々、国会、衆参両院も含めた国会としては、ここまで努力し、合意をして、この法案の一部、全体ではなくて一部、部分でござりますけれども、そこまでは制約はしないと。しかし、違憲状態だと指摘されてそれを直さないのは立法院としては極めて問題があるということについて

は、森議員と認識を一にしているわけでございます。

しかしながら、これが解散権、総理の解散権を制約するのかという解釈論は昔からござりますけれども、そこまでは制約はしないと。しかし、違憲状態だと指摘されてそれを直さないのは立法院

としても、これが成立したということをもつて国会の意思を示すと。

しかしながら、これが解散権、総理の解散権を制約するのかという解釈論は昔からござりますけれども、そこまでは制約はしないと。しかし、違憲状態だと指摘されてそれを直さないのは立法院

としては極めて問題があるということについては、森議員と認識を一にしているわけでございます。

○森ゆうこ君 それは先ほどもうお聞きしましたけれども、そうじやなくて、今回は新しい区割りでやられないということで、これは違憲状態といふのはもう既に違憲状態なわけで。ただ、新しい区割りで選挙を、来月、十二月十六日投票開票の衆議院総選挙が新しい区割りで行われないということでおいて、そうならないだろうというようなことを私が勝手に申し上げるわけにいきませんが、やはりそれは望ましいことではない。しかし、国政選挙がもう行われるわけですから、それでもう無効になつて選挙を全てやり直せとか、較差の大きいところの選挙区は、あなたは選ばれたように思つていいかも知れないけど選挙は無効で議員の資格がないと、そこまで言われるような判断が出来るかどうかについては、まだこれから司法の判断を待たなきやならない。しかし、こういう状態になつたことは大変遺憾であると思います。

○森ゆうこ君 どのような結果が、判断がされるかは分かりませんけれども、極めて大変な状況であります。それで、その二段目の法律が通つて初めて有効になるわけですから、時間が掛かることが、しかしこれ、一年半たつているわけですね。ふうにもう既に多くの専門家から指摘されています。そこで、その選挙の結果が無効であると、無効であるという判断が下される可能性が極めて高いといふふうに、少くともその違憲状態というところを脱するという、その意思を示すというところが分かったんですけども、しかし、選挙無効というふうに裁判が起こされた場合に軒並みそういう状況が出る可能性はあると強く指摘されているわけですので、そこについてもう少し踏み込んだ御答弁をいただきたいというふうに思うんですけども、この選挙無効になると、いう可能性、この点についてはいかがでしょうか。

○衆議院議員(細田博之君) 過去にも、中選挙区の時代にも、選挙区間較差、人口較差というのは、三倍、四倍、五倍と、戦後の人口の都市集中化によりまして、そして地方の過疎化によりまして拡大いたしました。奄美大島の復帰などで非常に人口の少ない選挙区もあって、最高裁ははずと三倍、四倍は違憲であるということを繰り返してきたわけでございます。それで、昨年は二倍と。そのときの、過去の例でございますが、解散・総選挙というのは国の政治にかかわる本当の根幹の行為でございますので、そこに裁判所がこの選挙は無効であるというところまで判断して、したがつて選挙をもう一度やり直せ、これでは議員の資格がないとか、そういうことまで判断するかどうかということですが、過去の傾向からいうと、そこまではなかなか判断をされるということは可能としては低いと思います。

しかし、それは司法側の判断の問題ですから、国会の方でこれだけなかなか較差是正もしないで、おいて、そうならないだろうというようなことを私は勝手に申し上げるわけにいきませんが、やはりそれは望ましいことではない。しかし、国政選挙がもう行われるわけですから、それでもう無効になつて選挙を全てやり直せとか、較差の大きいところの選挙区は、あなたは選ばれたように思つていいかも知れないけど選挙は無効で議員の資格がないと、そこまで言われるような判断が出来るかどうかについては、まだこれから司法の判断を待たなきやならない。しかし、こういう状態になつたことは大変遺憾であると思います。

○森ゆうこ君 どのような結果が、判断がされるかは分かりませんけれども、極めて大変な状況であります。それで、その二段目の法律が通つて初めて有効になるわけですから、時間が掛かることが、しかしこれ、一年半たつているわけですね。ふうにもう既に多くの専門家から指摘されています。そこで、その選挙の結果が無効であると、無効であるという判断が下される可能性が極めて高いといふふうに、少くともその違憲状態というところを脱するという、その意思を示すというところが分かったんですけども、しかし、選挙無効というふうに裁判が起こされた場合に軒並みそういう状況

いというふうに思います。

そこで、昨日の党首討論の中で、とにかく身を切る改革だともう野田総理がおっしゃって、そして自民党さんも賛成してくれますねと、その身を切る改革を必ず次の通常国会でやることを約束してくれますねということで、またそれを、その後、党首討論が終わつたその後、自民党として受けられて、この解散・総選挙ということになつたわけですけれども、ただ、身を切る改革を必ずやりますねとあそこで総理が大見えを切り、また安倍総裁がそういうふうに約束したからといって、本当に選挙の後、来年の通常国会で身を切る改革

というのは具体的に実行されるんでしょうか。

○衆議院議員(細田博之君) 昨日の党首討論の内容自体は極めて重いと考えております。そして、定数削減の問題は、特に民主党さんがいわゆるマニフェストにおいて比例を中心に行なうとして各党の協議が衆議席を削減するという公約を出されたところから始まりました。

そして、できるだけそれに近い身を切る議員定数の削減が望ましいということと、全党が参加しているわけではございませんが、例えば比例定数の削減というのは、これからもそういう政党からの御質問がある程度で行われまして、全党が参加しているわけではございました。少數政黨というのは小選挙区の下では大変不利である、二大政党にとって有利な制度になつておるんで、比例というのは少數政黨にとっては命綱である、これを単純に削減すると言つても、それは少數政黨の議席を減らすのみであつて、これは選挙の本旨には合わないのであるということです。もう極めて強い反発があつて難航したわけですね。それが今日まで議論が遅れた主因であるわけでございます。

何とかいい案がないか、運用制はどうか、少数政党を少し配分できるような案がないかとか、いろんな提案がありましたけれども、そこが一番山でございまして、自民党も国會議員の定数は削減すべきであるという公約を出したことは当然あり

ますし、これからも出していくと思います。

したがつて、昨日の党首討論は、民主党と自民の党首の間では、そうですねと、早く検討を開始して実現しましようというところまで来ました

が、その議論というものは、国会における民主主義、各党の議席というものが民意を反映した議席となつてはいることに照らして、それが正しく制度に反映して議員定数が減らせるかどうかと、いう今後の議論に懸かっているという点で、これまで半年以上議論してきたんですが、そこのところが一番難しい。

それにしましても、これは党首間でもはつきりと方向については合意しておりますので、できる限り合意を得たい、それも、両党で合意をして押しきるというのではなくて、全党も納得し得るような内容で実現していくことが民主主義のルール上は望ましいと、こう考えております。

○森ゆうこ君 極めて、何といいますか、先生のお話は正しいなと思う一方、昨日のじや議論は一体何だったのと、国民の皆さんのが今お聞きになつたらそう思うと思うんですよ。

つまり、ちょっと簡単に言つていただきたいんです。ですが、昨日、野田総理は、身を切る改革を必ずやりますよ、それを自民党が約束してくれたら解散しますというふうに言つて、それを安倍さんがオーケーと言つたわけですけれども、つまり、簡単に言ひますと、別に昨日のは单なるお二人の、何と言つたらいいんでしょうかね、よくできたシナリオだったなというふうに私は感じましたけれども。要は、昨日はあるふうな感じで盛り上がりましたが、通常国会で必ず身を切る改革を行うと言つていた民主党があのとおりです、自民党さんも増税増税ということと一緒になつて推進してきたわけですから、少なくとも定数削減について具体的に必ずやると、あるいはやるめどを付けて、それから解散をするべきではなかつたか

ます。

○衆議院議員(細田博之君) いや、ちょっと違います。

○衆議院議員(細田博之君) いや、ちょっと違います。

○衆議院議員(細田博之君) 私どもは、衆議院で〇九年のマニフェストにうたいました八十削減の案を提出をいたしましたけれども、残念ながら委員会で審議をしていただくことはできませんでした。

○森ゆうこ君 私どもは、衆議院で〇九年のマニフェストにうたいました八十削減の案を提出をいたしましたけれども、残念ながら委員会で審議をしていただくことはできませんでした。

○衆議院議員(細田博之君) 申し訳ないんですけども、先ほども参議院の方で申し上げたんですが、このデフレの状況の中で、しかも、更に世界的にも経済が悪化するようなこの状況の中で、国民に消費大増税を三党合意で推し進めて、そして押し付けた、それを推し進めてきたのは民主党、そして自民党、公明党の三党です。その三党の皆さんがあたかも身を切る改革を何かいかにもやりました、あるいは必ずやりますというような感じで、そして現実にはぎりぎり最高裁の判決で指摘された違憲状態を取りあえずは法律上脱するというようなことで、実際ににはその状態を脱した新しい区画ではその選挙は行われないという、そのような中途半端な形でしか實際には行つてないといふことは、私は極めて国民に対してその責任を果たしていないといふことを改めて指摘させていただきたいと思います。

○衆議院議員(細田博之君) つまり、本来、これは大政党に有利な制度であります。小政党は三百の小選挙区でも、有名な党の代表とかそういう人は別として、十人ぐらいしか当選していられないわけです。二百九十が民主党との代表として少數政党が代表を送ることができるようことで、この制度は極めて少數政党にとって不利な制度ではないかという問題提起から始まりますから。そして、十党も、最近は十五党ぐらいいあるわけでございますが、多くの政党が参加しておりますと、これはやっぱり単純な比例定数の削減をすればますます民意の反映が乏しくなつていくのではないかという議論がありまして、他方、議員定数は少なくしようと。

だから、理想論でいえば、小選挙区の議員定数も大きく削減し、そして比例制度の定数も大きく削減するということが望ましいということも言えます。

そこで、まずは最高裁判決に見合つて違憲状態は脱しましたということをまずやりましょうと、

今回の法案が各選挙区間における人口較差を緊急に是正し、違憲状態を早期に解消するためのものであるという趣旨は私たちも理解しておりますが、確認の意味を込めて何問か提案者に質問した

一問目は、自民党的法案発議者は、衆議院選挙制度改革各党協議会で二段階方式を主張されて、まず一票の較差是正を先行させて、その後抜本改革と定数は正を行なうとしてきましたけれども、この法案のどこを見ても今後の抜本改革等について途お願いしております議員歳費の削減をしようじやないかと。これの方はもう法案が衆議院は通つたわけでございますが、そういう御提案に沿つた中身でこれからは考えていくというのが我党の方針でございます。

意したと。そして、それまでの間は、この度も別

い

第一段階に、そして、第二段階は定数削減をどのように全党にとって平等に、あるいはみんなが満足するようにできるかを検討しましょうというふうにして各党協議会が始まつたんですが、そこでもう議論は拡散してしまつたために今までその両方が達成するというようなことができない状態になつてしまつた。

そこで、ここまでぎりぎり来ましたので、取り

あえずは最高裁判決にあつた較差は正、憲法十四

条の法の下の平等に基づく最高裁の要請は較差で

ござりますから、定数ではないわけでございます

から、較差の方をまず対応しようということになつたと。これはやむを得ざる経緯であるという

ことでございまして、それは民主党や自民党だけの責任ではなくて、各党がそれぞれに主張をした

結果なかなかまとまつていないと、こういうこと

でございます。

○小野次郎君 私が聞いているのは、今後の抜本

改革等について触れていないと、そもそも今の

お話は、まとまらなかつたというのは現実ですか

ら分かりますけれども、それを触れていないのは

なぜかということをお聞きしたんです。

同じような疑問を、昨日の党首討論のやり取

り、その後の自民党的対応を見ても感じます

ね。党首討論の場で野田総理の方が来年通常国会までの定数削減と言つたときに、自民党さんはその後、責任ある幹部会といふんですかね、何か名前は分かりません、その場で協力することを決めたそうですね、そのことはどこにこの法律の中で担保されているのか、なぜ法案修正をして明記しないのか、お伺いします。

○衆議院議員(細田博之君) これは、内容的には党首討論の結果は合意したわけでございますが、それを今まで書くということがなかなか技術的にも難しいのと、内容まで踏み込まないと書けないものですから、これはやはり今後の通常国会に向かつての総選挙後の各党の議論に委ねざるを得ないということで、言わば公党間の合意ということで法文上の表現にはどうしてもならなかつたと

いうことでございます。しかしながら、昨日の党首討論の線に沿ながら、できるだけ早く各党で

もう議論は拡散してしまつたために今までその

両方が達成するというようなことができない状態

になつてしまつた。

そこで、ここまでぎりぎり来ましたので、取り

あえずは最高裁判決にあつた較差は正、憲法十四

条の法の下の平等に基づく最高裁の要請は較差で

ござりますから、定数ではないわけでございます

から、較差の方をまず対応しようということになつたと。これはやむを得ざる経緯であるという

ことでございまして、それは民主党や自民党だけの責任ではなくて、各党がそれぞれに主張をした

結果なかなかまとまつていないと、こういうこと

でございます。

○小野次郎君 私が聞いているのは、今後の抜本

改革等について触れていないと、そもそも今の

お話は、まとまらなかつたというのは現実ですか

ら分かりますけれども、それを触れていないのは

なぜかということをお聞きしたんです。

同じような疑問を、昨日の党首討論のやり取

り、その後の自民党的対応を見ても感じます

ね。党首討論の場で野田総理の方が来年通常国会までの定数削減と言つたときに、自民党さんはその後、責任ある幹部会といふんですかね、何か名前は分かりません、その場で協力することを決めたそうですね、そのことはどこにこの法律の中で担保されているのか、なぜ法案修正をして明記しないのか、お伺いします。

○衆議院議員(細田博之君) これは、内容的には党首討論の結果は合意したわけでございますが、それを今まで書くということがなかなか技術的にも難しいのと、内容まで踏み込まないと書けないものですから、これはやはり今後の通常国会に向かつての総選挙後の各党の議論に委ねざるを得ないということで、言わば公党間の合意ということで法文上の表現にはどうしてもならなかつたと

は、今後の定数削減議論において小選挙区制の抜本的な見直しに伴う定数削減も視野に入れてお考へなのが、お伺いしたいと思います。

○衆議院議員(細田博之君) そこが難しいところ

でございまして、小選挙区というのは、それぞれ

今三百の小選挙区でそれぞれの当選者があり、そ

して各党が候補を出しております。これを幾つ減

らすかと。減らすということはその選挙区を合併

していくかなきやならないわけですから、三百を百五十にしろということになれば、その全部を倍の

選挙区にしなきやならないわけですね。

それが非常になかなか難しい面もあるというの

は直感的にお分かりになると思つんですが、じや、

次に減らすということになります。したがつて、民

主党のマニフェストは、じや、定数を減らすためにはまず比例定数八十減、これがちょうどいい

じゃないかと。これは考え方としてはもちろん分

かるわけでございますが、そうなつた瞬間に支持

率が五%、一〇%、一五%の政党はその比例では

当選者数はその割合で下がつてくることは明らか

であります。

したがつて、そうなつたときに、じや、少数政

党が損をしないために何らかのいい考えがないか

と。民主党からは何か運用制というような仕組み

が出されたわけでございますが、そのほかに、そ

ういう民主主義の範囲でひづみを大きくしないた

めの制度が何かということが、議論はされたわけ

でございますが、どうしてもそれが合意しなかつたと。だから、そういう知恵を出していかないと

民主主義を反映した議会の選挙制度というのはな

かなかできにくいことは事実でござりますので、

更なる知恵を出すべきであると思つております。

○小野次郎君 抜本改革に当たっては、さつき細

田議員自身もお触れになつたかもしれませんけれ

ども、二つの院の役割を勘案しながら、参議院の

選挙制度の抜本改革とも平仄を合わせて考えるべ

きじゃないかというお考えはお持ちじゃないで

しょうか。

○小野次郎君 ちょっと一つ定数削減についての考え方を伺つておきたいんですけど、自民党は議員の一割削減をマニフェストで掲げていますけれども、小選挙区は今回の五減で終了して、残りは比例代表部分でというお考えなのか、あるいは

○衆議院議員(細田博之君) 二院制を憲法で取つてもう久しいわけでござりますし、それぞれの選挙制度が違つております。しかし、小選挙区制度と比例制度という、ブロック比例という衆議院と、全国比例と言わば中選挙区、県によって、小さい県は一人区でござりますが、そういう制度が似ているではないかと、むしろその制度を調整して、我が自民党内にも、ねじれ国会その他の問題もあるので、どちらかをやめるというんじやなくて、日本国として一院制をやつた方がいいじやないかと言う人もあります。しかし、他方、衆議院議員制度の小選挙区制度が良くなかったと、員がそなだとおっしゃつておられます。しかし、比例制度の小選挙区制度が良くなかつたと、それで日本国として一院制をやつた方がいいじやないかと言つた人があります。しかし、衆議院議員制度の小選挙区に戻して、昔のように、した方がいいから各党間で大きいに議論をすべきであるとしかねません。私はちょっと今の段階では申し上げることはできません。

○衆議院議員(細田博之君) 最後にどうしても一つ聞きたいことがあります。

それは、定数削減、身を切る改革、みんなの党

も身を切る改革はもう基本的に大賛成なんです。

ところが、昨日のやり取りの中では、何か安易なところから切る、切りやすいところから切るという議論になつてしまつて、それに抵抗していません。

会派なり党派があるかのような想定で話を進められていましたが非常に心外だなと思っていましたけれども。

昨日の党首討論でそういう誤解を与えかねな

かつたのは、定数削減とは比例代表部分の削減のことなんかということが思つてますね。そこに

ついてはもう一度やつぱり中小政党の一員として

聞いておきたいことなので、あの議論を国民の皆

さんが聞いているところでされたのでは、何かそ

ういう比例からの削減に反対している党が身を切

る改革に反対しているみたいに受け取られかねな

○衆議院議員(細田博之君) 昨日の党首討論の中
ないので、そこだけは御認識をもう一遍聞いておき
たいと思います。

で安倍総裁がちょっと口走ったというか述べられたことで大事なことは、選挙制度について民主党と自民党が合意をして、そうだと見えば済む問題なのかと、議員定数の削減についても。そうではなくて、民主主義的に、あらゆる政党があつて、しかも、今十五近い政党数があるようですが、そういう少数政党が多くなっているときに、単なる議員定数削減がいいのか、あるいはより民意を反映する制度がいいのかといふ根本論を議論しなきゃいけないし、少数政党の意見も聞かなきゃならない、それは尊重するのだが、民主主義ではないかという意味で総裁からは「一党だけでは決められないでしょう」とは言つたんですけど、気迫のこもつた御提案でございましたので、総裁としては、なるほど、それじゃ、もうこれから検討を始めましょう、それは合意しますよといふことは言つたわけですが、明らかに少數政党に不利なような制度で検討しましようと言つたわけではない。しかし、議員定数を減らすということは方向としては悪いことじゃないから、その中でいい知恵を出しましようと、こうやうり取りをしたというふうに理解しております。

○小野次郎君　細田議員はこういう選挙制度でもうかねてから御専門であられるし、また、当然安倍総裁にも強く認識やいろいろアドバイスできる見識をお持ちだと思いますので、昨日のやり取りは党首間のやり取りであり、またその後、公党間の合意ととらえることもできますけど、是非、定数削減を考える際には今お答えいただいたような認識をしつかりと踏まえて、決して身を切る改革が自動的に比例代表部分の削減ではないんだとだきたい、そのことをお願い申し上げて、私からお質問を終わらせていただきたいと思います。

選挙区制度が民意をゆがめているという点で基本的同一の認識を表明をしたということだと思つております。提案者もあの協議の中で現行小選挙区制が大政党に有利であるという発言をされていと席の多い政党にとって有利だと認識していると、こういうこともまさに代表質問で表明をされましたが、この認識については変わつていいないということでお聞きしておりますし、今年の一月の衆議院の代表質問の際に自民党的の代表者は、小選挙区制が議席の多い政党にとって有利だと認識しているとお聞きしておりますし、今年の一月の衆議院の代表質問の際に自民党的の代表者は、小選挙区制が議席の多い政党にとって有利だと認識していると、こういうことでもまさに代表質問で表明をされましたが、この認識については変わつていいないということでお聞き下さい。

○衆議院議員(細田博之君) これは遡ると、平成五年に大改革が行われました。これは、細川政権ができまして、そして今の中選挙区制はいかぬ、この選挙制度を変えないと、金の掛かる選挙、こういったものが直らないし、自民党が多数という時代がずっと続いてしまふんじゃないか、そのためには小選挙区制度を導入すべきであるということを強く細川連立政権七会派が主張して実現したわけです。

そのときの趣旨は、やはり政権交代が可能になるような小選挙区制の方がいいということで、怒濤のごとくそのような議論が行われまして、当時、石井一議員はその選挙制度改革の特別委員長だったのですよ。それで、七会派の代表はどういうわけか与党七会派はみんな、これは小選挙区がいいんだと、小選挙区。私は当時質問をしまして、小選挙区制にすると少数政党は大変なことになるよ。例えば社会党的大臣、大丈夫かと。あなたの方は小選挙区制の下で公認を得て、その小選挙区の東京何区では社会党公認だといってちゃんと出られるのかと、公明党さんどうだと、こういうことを具体的に聞いたんですね。

しかし、当時の熱に浮かれて、みんな各党は、それでも政治改革をする必要があると、政党助成金を導入すると同時に、政権交代が容易になるような二大政党制ができるような選挙制度に改革す

選挙区制度が民意をゆがめているという点で基本的
同一の認識を表明をしたということだと思つてお
ります。提案者もあの協議の中で現行小選挙区制
が大政党に有利であるという発言をされていると
お聞きしておりますし、今年の一月の衆議院の代
表質問の際に自民党的代表者は、小選挙区制が議
席の多い政党にとって有利だと認識していると、
こういうこともまさに代表質問で表明をされまし
たが、この認識については変わつていないといふ
ことでよろしいでしようか。

○衆議院議員(細田博之君) これは遡ると、平成
五年に大改革が行われました。これは、細川政権
ができまして、そして今の中選挙区制はいかぬ、
この選挙制度を変えないと、金の掛かる選挙、こ
ういったものが直らないし、自民党が多数という
時代がずっと続いてしまうんじゃないのか、そのた
めには小選挙区制度を導入すべきであるというこ
とを強く細川連立政権七会派が主張して実現した
わけです。

す。そのことについて、約十九年たちまして、しかも少數政党がどんどん増えていくような現状に鑑みて、どうもおかしいんじやないかという声も大きくなっていると思うわけでござりますけれどもね。

ただ、じゃ、今の自民党のこの主張が今の制度に本当に根本的の疑問を呈しているかと、もう議員によつてそれぞれ分かれております。やっぱり中選挙区に戻るべきだという人もあるし、小選挙区、今のままでいいという人もおりますし、これから各党も含めて議論をしていくべきである。大政党に有利なのは結果であつて、しかし、そのときの平成五年当時の政治改革はそれを選べということとで七会派が主張してそうなつてしまつたと。まあこれは反省材料もあると思いますがね、今となつては。そういう経緯がございます。

○井上哲士君 私、○増五減先行というのは、やはりこの現行の小選挙区制度の固定化につながると思うんですね。今、この小選挙区制の導入の経過のお話がありまして、まさに二大政党制と一体でありました。しかし、本格的にこれが叫ばれたのは、実はやはり〇九年の政権交代の前の、いわゆる例えばマニフェスト選挙などとか言われたときがありました。

そして、そうすれば政治が変わることで一定の期待を集めまして、例えば〇九年の総選挙直後のN H K の世論調査では、二大政党の支持率の合計は六〇・九%です。しかし、直近の調査ではもう三七・七%ですね。そして、むしろ、おっしゃつたように、政党は多党化をしております。ですから、二大政党制、これで政治変わるといふこと自体が私はもう民意から乖離をしていると思います。小政党に不利かどうかというよりも、やはり民意が反映されないという状況に一番の問題があると思うんですね。今これだけ多様化した民意を無理やり選挙制度で二大政党の枠内に押

す。そのことについて、約十九年たちまして、しかも少数政党がどんどん増えていくような現状に鑑みて、どうもおかしいんじゃないかという声も大きくなっていると思うわけでござりますけれどもね。

ただ、じゃ、今の自民党のこの主張が今の制度に本当に根本的の疑問を呈しているかと、もう議員によつてそれぞれ分かれております。やっぱり中選挙区に戻るべきだという人もあるし、小選挙区、今までいいという人もおりますし、これから各党も含めて議論をしていくべきであると。大政党に有利なのは結果であつて、しかし、そのときの平成五年当時の政治改革はそれを選べということで七会派が主張してそうなつてしまつたと。まあこれは反省材料もあると思いますがね、今となつては。そういう経緯がござります。

○井上哲士君 私、○増五減先行というのは、やはりこの現行の小選挙区制度の固定化につながると思うんですね。今、この小選挙区制の導入の経

○衆議院議員(細田博之君) 私は一長一短だと思います。例えは、もう三人の中選挙区にして全部やれば、いろんな政党が、それぞれ強い人がそこで当選して、二党や三党で過半数を占められないような結果になる可能性もあると思うんですね。そのときは非常に政権が不安になり、政治が不安になつて、むしろ何も決められないというおそれもあるわけですね。完全比例制ということを主張している政党もありますが、完全比例制になると、ますますそういう状態になる可能性もなきにしもあらず。

だから、どちらがいいかということは、小選挙区制にして十九年でこういう経験を得て、そしてその前には中選挙区制があつた。じゃ、これからどういうふうにしたら本当に良くなるんだという議論をして、有識者の意見も聞いて、日本も今これだけ経験をしてきたので、客観的な議論を開くことは有意義であると思つております。

○井上哲士君 多様な民意がある結果、多党化するんであって、私は、例えは、この間、衆議院で三分の二を超える与党が参議院でも過半数を握っていたという時期があります。そのときに本当に国民の期待にこたえる政治が行われたのかといえば、そうではないと思うんですね。ですから、何か多党化をすれば政治が不安定になつてよくないというような議論は違うんじゃないかと思つております。

先ほどもありましたけれども、昨日の党首討論などを通じて、民主、自民両党で次期国会での定数削減を確約をするという動きとなつておりますが、小選挙区部分の○増五減を先行した上で定数削減ということになりますと、現行制度の中で民意を反映する部分である比例代表の削減というこ思つますが、そうなりますと、小選挙区制の持つ、民意をゆがめるという問題というの

べきだということで現行制度ができてしまつたわけですから、その趣旨から見れば、当然ながら大政党に有利な制度になつてしまつてゐるわけで

○衆議院議員(細田博之君) 私は一長一短だと思います。例えは、もう三人の中選挙区にして全部やれば、いろんな政党が、それぞれ強い人がそこで当選して、二党や三党で過半数を占められないような結果になる可能性もあると思うんですね。そのときは非常に政権が不安になり、政治が不安になつて、むしろ何も決められないというおそれもあるわけですね。完全比例制ということを主張している政党もありますが、完全比例制になると、ますますそういう状態になる可能性もなきにしもあらず。

だから、どちらがいいかということは、小選挙区制にして十九年でこういう経験を得て、そしてその前には中選挙区制があつた。じゃ、これからどういうふうにしたら本当に良くなるんだという議論をして、有識者の意見も聞いて、日本も今これだけ経験をしてきたので、客観的な議論を開くことは有意義であると思つております。

○井上哲士君 多様な民意がある結果、多党化するんであって、私は、例えは、この間、衆議院で三分の二を超える与党が参議院でも過半数を握っていたという時期があります。そのときに本当に国民の期待にこたえる政治が行われたのかといえば、そうではないと思うんですね。ですから、何か多党化をすれば政治が不安定になつてよくないというような議論は違うんじゃないかと思つております。

先ほどもありましたけれども、昨日の党首討論などを通じて、民主、自民両党で次期国会での定数削減を確約をするという動きとなつておりますが、小選挙区部分の○増五減を先行した上で定数削減ということになりますと、現行制度の中で民意を反映する部分である比例代表の削減というこ思つますが、そうなりますと、小選挙区制の持つ、民意をゆがめるという問題というの

なかこの各党協議会の中で議論に時間が掛かってしまったということあります。

今日、今審議をしているこの法案が成立したとしても、十二月十六日投票の次回の総選挙においては現行の区割りのままで選挙を行うしかないということは分かっているわけあります。にもかかわらず、なぜ今日こうして駆け込みのようにこの国会でこの法案を成立させなければいけないのか、法案提出者のお考えをお聞かせいただけますか。

○衆議院議員(細田博之君) 解散・総選挙自体は内閣総理大臣が決断をしてやられることですか、そしてその解散権を、較差があつて違憲状態であるからといってこれを妨げることではないといふことは通常言われていることですね。解散権を制約するものではないということでございますので、結果として、この度は解散・総選挙の日程が決まつてしまい、そして最高裁判決にこたえるような法律が通つて選挙が較差二倍未満で行われるというチャンスを失つたと。これは大変残念なことであり、それに対するまた訴訟が起り、判決も出てくるだらうと思いますが、せめて我々国會の、あるいは衆議院の意思としては、この制度の較差は正にして、これが解決策であるという提示はすます。選挙は実際にそれに基づいて行われないけれども、これは法律に制定されて意思は表明されたと。こういうやや、何というか、中途半端とも言えることでやらざるを得なかつたということは残念であると思っております。

○行田邦子君 立法府としての違憲状態の解消といつた意思是示したということになると、ただ、中途半端な状態になつてしまつたということありますけれども、政府参考人に伺いたいと思います。

現行の区割りのままで選挙を行えば、定数訴訟が起された場合、違憲判決又は選挙が無効であるといった判決が出る可能性があるという意見の有識者がたくさんおられますけれども、こうした

違憲判決が出るのではないかといったことについてお考えでどうぞ。

○政府参考人(米田耕一郎君) お答えいたしま

す。今御指摘の衆議院選挙の較差の訴訟につきましては、過去二回、昭和五十一年と六十年でございまますけれども、最高裁の判決におきまして、較差

は違憲であるものの諸般の事情を総合考慮して選挙は無効としない、いわゆる事情判決が出された事例がございます。

しかし、これらの判決から見て一般論として申し上げれば、今後の個々の衆議院総選挙におきまして、較差が違憲と判断された場合において、諸般の事情を総合考慮した結果、事情判決の法理を適用せず、選挙無効判決が出来る可能性は必ずしも否定されないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、個々の衆議院総選挙について、その区割り規定が違憲かどうか、違憲とされた場合に選挙無効となるか、あるいは事情判決により無効とされないかにつきましては、そ

の総選挙後に訴訟が提起された段階で、最終的に最高裁が諸般の事情を総合考慮して判断されるものというふうに考えております。

○行田邦子君 選挙無効という判決が出る可能性も否定できないといったことがありますけれども、そうした事態を受けまして、この今審議をしている法案におきましては、人口較差を緊急に是正し違憲状態を早期に解消するための一部の改正

ということもあります、それでは、次に行われる総選挙の後に抜本改革を行う必要があると考えておりますけれども、法案提出者はどのような抜本改革を行わなければいけないとお考えでしょうか。

○衆議院議員(細田博之君) 抜本改革については、十党以上の政党が集まつた協議会で代表が出まして、純粋比例代表制がいいのではないかとか、少数政党にもつと議席が配分されるような抜本改革がいいのではないかとか、あるいは中選挙区制などです。

○衆議院議員(細田博之君) 大きな政党にとっては、選挙区なんですから。支持率が五%、一〇%、一五%の政党はほとんど、個人的に有名な人を除くと、総選挙が終わりますので、そこで皆心が落ち込んでも、四十議席でも削減すればいいんだから、八十議席でも四十議席でも削減すればいい

案は出でております。各政党の中にもたくさんそういう意見があるわけでございますので、これは今後、総選挙が終わりますので、そこで皆心が落ち込んでも、四十議席でも削減すればいいんだから、八十議席でも四十議席でも削減すればいい

便利な制度であるということは確かですね、小選挙区立つと、これはもう定数削減すればいいんだから、八十議席でも四十議席でも削減すればいい

選挙制度というのは、言わば民主主義の実現のための永遠に改革すべき制度なんですね。やつて、やつぱりこれはちょっとこういう具合が悪かったなと、平成五年にはこう思つたけど意外に悪い点もあつたなと。例えば何々チルドレンがたくさん当選するのはけしからぬなんという、これほどちらの政党にもあつたわけでございますが、そういうような批判もあつたり、様々な議論がありますので、是非いろんな御提案をいただきながら、決めるのは我々ですから、学識経験者が何かまとめて、そうしたらそのとおりやるというのも我々国会議員としては實にだらしのない話で、それがまたいい制度かどうかはよく分からない。まさに平成五年のときも、ブームとして小選挙区制の方が絶対いい、政党助成金もいい、党対党がやるんだと、それから二大政党制を目指すんだと、まあいろんなことを言われましたけど、現実はそろくなつていませんので、もつとよく考えた方がいいんじゃないかなと思つております。

○行田邦子君 最後の質問になります。

○森ゆうこ君 国民の生活が第一の森ゆうこです。

会派を代表して、ただいま議題となりました衆議院小選挙区選出議員の選挙区间における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案について反対の討論をいたします。

平成二十一年総選挙に係る定数訴訟において、最高裁が平成二十三年三月二十三日に違憲状態といたた第二大政党だけで合意をすればできるものなんでしょうか。いかがでしょうか。

昨日、野田総理が明日十六日の解散宣言をした

ことを受けて、本日、急遽衆議院で本法案が可決されたことにより、この法案が成立したとしても、新たな区割りで選挙を行うことはできませんでした。結局、違憲状態のまま選挙を行ふことはできません。しかし、選挙における投票価値がより厳格な要請とされる衆議院総選挙の結果が無効と判断される可能性が高いと既に指摘されています。

また、本法案は、提案者も答弁したとおり、社会情勢の変化に対応した選挙制度の抜本改革には不十分であり、また抜本改革へ向けた道筋も明らかにされてはおりません。

昨日の党首討論では、消費税大増税を強行した民主党、そして自民党両党的党首の討論において、身を切る改革があたかも既に実現したかのように国民を錯覚させるようなやり取りが行われましたけれども、定数是正の問題等、実現は全く見通しが立っておりません。そもそも、民主主義の根幹である選挙制度改正法案は慎重な審議が必要であります。

しかるに、本日、委員会開催の直前まで一休どの法案が審議されるのか判然としない、その状態で委員会が開催されました。これは極めて異常な状態であります。改めて、民主党、自民党、公明党三黨の強硬な国会運営に抗議をいたします。

私は、少なくとも質疑や討論によって、この違憲状態を脱するべきという司法の判断をどのように衆議院で審議され、その結果、この法案が送られてきたのかということについて審議をすべきとうふうに思いましたけれども。

上げましたが、先ほど開催された議院運営委員会理事会において、明日予定されております本会議で我が会派は討論を要求いたしましたが、却下されました。民主党、自民党、公明党の合意があれば何でもできる、そしてこの言論の府において討論さえ認めない、本当にこれは異常な事態だとうふうに改めて申し上げ、私の反対討論をいたしました。

○井上哲士君 私は、日本共産党を代表して、自

民党提出の小選挙区○増五減案に反対の討論を行います。

まず、本日の委員会の開会にかかわって申し上げます。

昨日の党首討論で野田総理が解散の条件と称して議員定数削減を求め、最低でも次期通常国会での実施を確約するよう自民党安倍総裁らに迫り、自民党が協力を表明しました。それを受けて、昨日急遽、当委員会の開会が理事懇も開かれ、まさに決定され、一体どんな法案が衆議院から送られてくるのかも不明で、質問通告も十分にできない状況に置かれました。

そもそも選挙制度は、議会制民主主義の土台であり、根幹を成すものです。議員定数を幾つにし、どういう選挙方法とするかなど、制度の在り方は多様な民意をいかに議席に反映するかという方向で検討されなければなりません。解散の条件として、民主党と自民党的二大政党的勝手な都合を押し通すということは決して許されるものではありません。

○増五減案について言えば、提案者は違憲状態を解消するためと強調しておりますが、この案は、最高裁が違憲状態とした一人別枠方式について配分はそのまま残して較差が二倍を超える選挙区をなくすという、まさにびほう策にはかなりません。しかも、これを実施して総選挙を行うわけではなく、違憲状態の解消という言い分も成り立ちません。

そもそも最高裁判決は、小選挙区制の存在を前提にして小選挙区間の較差について判断を示したものであります。私たちは、民意が正確に反映する比例代表制中心の選挙制度に改革する中で較差の問題も解消できると主張してきました。結局、○増五減案は、小選挙区制を維持、固定化し、抜本改革を棚上げしようというものであり、到底賛成はできません。

最後に、民主、自民両党で総選挙後の次期通常国会での定数削減を確約する動きがありますが、これは総選挙で選ばれる新たな国会を縛り付ける

ものであり、総選挙での国民の判断と選択を抑えるものであり、容認できません。

また、重大なのは、国民に消費税増税を押し付けるために国會議員が身を切る改革が必要だと称して、比例定数の削減を進めようとしていることがあります。そもそも消費税増税と議員定数は全く別の問題です。国民の過半数に上る反対といふ民意を無視して公約違反の消費税増税を押し付け、一方で民意を反映させるためにある議員を減らすなどもってのほかであります。しかも、現行の議員定数は、人口比で見ると国際的にも歴史的に最も最も低い水準であり、削減すべきではありません。

小選挙区制を廃止して民意が届く選挙制度を実現しようという国民の運動の広がりにこたえて、選挙制度の抜本改革のために力を尽くすことを表明し、反対討論をいたします。

以上です。

○委員長(森木利治君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人

口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(森木利治君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

○委員長(森木利治君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時四十八分散会

十月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、内閣総理大臣の指名に係る国民投票制度の創設に関する法律案(第百八十九回国会松田公太君発議)(継続案件)

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(第百八十回国会本院提出、衆議院継続審査)発議(継続案件)

十一月十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(第百八十回国会本院提出、衆議院継続審査)

一、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(衆)

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「福島県

二人」を「福島

六人」を「神奈川県

八人」を「岐阜県

四人」を「大阪府

六人」を「大阪

八人」に改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定

は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

(検討)

平成二十四年十一月二十七日印刷

平成二十四年十一月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F